

身体に障害がある高齢者が避難を余儀なくされたことによる避難生活での負担を考慮して避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例（別途一部和解で慰謝料目安額188万円を受領済み）。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり部分的に和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 損害項目 ①避難費用（家財購入費、被服費、その他生活費増加、食費増加）
②財産損害（動産）
③生命身体的損害のうち文書料
④精神的損害
⑤弁護士費用

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年4月30日

（但し、④については、自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の1記載の損害項目及び期間についての和解金として、469万9796円の支払義務があることを認める。

（内訳）①避難費用	金54万4090円
②財産損害（動産）	金325万0000円
③生命身体的損害のうち文書料	金2100円
④精神的損害	金70万8000円
⑤弁護士費用	金19万5606円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の内、精神的損害以外の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が

記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。
また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センター
に交付する。

平成25年1月22日

(仲介委員長 堀井敬一、仲介委員 桑野雄一郎、同 本山正人)